

(3月定例議案)

1 議案名

徳島県特別支援学校就学奨励法施行細則の一部を改正する規則について

2 制定理由

家庭でのオンライン学習に必要な通信費が、特別支援教育就学奨励費の支給対象経費となったこと等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

3 関係法令

特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）

徳島県特別支援学校就学奨励法施行細則の一部改正について

特別支援教育課

1 改正の理由

家庭でのオンライン学習に必要な通信費（以下「オンライン学習通信費」[※]という。）が、特別支援教育就学奨励費の支給対象経費となったこと等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

※オンライン学習通信費

支給額：1人1万2千円（月基準額1千円）を上限とする。

対象者：特別支援学校に就学する児童生徒，小中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒又は小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者等

※この規則の対象は県立学校のみ。市町村立学校については各市町村教育委員会が所管する。

対象範囲：ICTを通じた教育が，学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合におけるオンライン学習通信費（モバイルルータ等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）

2 改正の概要

- (1) オンライン学習通信費について，その支給の方法を定めることとする。（第3条関係）
- (2) 就学奨励費の支弁状況を明らかにするために作成する個人別支給台帳に，オンライン学習通信費の区分を追加するとともに，業務の効率化に資するため，当該様式における押印を不要とすることとする。（様式第1号関係）
- (3) その他所要の整理を行うこととする。（第1条・第2条関係）

3 施行期日

令和3年4月1日

条 例 等 立 案 表

<p>題 名</p> <p>徳島県特別支援学校就学奨励法施行細則の一部を改正する規則</p>	<p>課 (室) 名</p> <p>特別支援教育課</p>
	<p>担当者名</p> <p>並 川 竜 彦</p>
	<p>電話番号</p> <p>三 一 四 〇</p>
<p>制定理由</p> <p>家庭でのオンライン学習に必要な通信費が、特別支援教育就学奨励費の支給対象経費となったこと等に伴い、所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし</p> <p>一 家庭でのオンライン学習に必要な通信費について、その支給の方法を定めることとした。</p> <p>二 就学奨励費の支弁状況を明らかにするために作成する個人別支給台帳の様式について、所要の改正を行うこととした。</p> <p>三 その他所要の整理を行うこととした。</p> <p>四 この規則は、令和三年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規</p> <p>特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）</p>	
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 要 ・ 否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県特別支援学校就学奨励法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年 月 日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県特別支援学校就学奨励法施行細則の一部を改正する規則

徳島県特別支援学校就学奨励法施行細則（昭和三十年徳島県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特別支援学校の児童生徒」を「県立特別支援学校に就学する児童生徒（県立中学校及び県立中等教育学校の前期課程に就学する学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十二條の三に規定する障害の程度に該当する生徒又は当該学校の特別支援学級に就学する生徒を含む。）」に改める。

第二条第一項中「特別支援学校」を「県立特別支援学校（県立中学校及び県立中等教育学校の前期課程を含む。）」に改める。

第三条中「保護者」を「保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六條に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）」に、「教カ月分」を「教箇月分」に改め、同条に次の一号を加える。

九 オンライン学習通信費 毎月一回支給する。ただし、教箇月分を一括支給することを妨げない。

様式第一号を次のように改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、<u>県立特別支援学校に就学する児童生徒（県立中学校及び県立中等教育学校の前期課程に就学する学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十二条の三に規定する障害の程度に該当する生徒又は当該学校の特別支援学級に就学する生徒を含む。）</u>の就学奨励費の算定に必要な資料の作成、提出及び支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(算定資料)</p> <p>第二条 <u>県立特別支援学校（県立中学校及び県立中等教育学校の前期課程を含む。）</u>の校長（以下「校長」という。）は、当該学校の児童生徒の就学に必要な経費のうち、県の支弁すべき経費の算定に必要な次の資料を作成し、毎年度四月末までに県教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第三条 校長は、児童生徒又はその保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）に対して金銭を支給する場合には次の各号に定めるところにより支給しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 学校給食費 毎月一回支給する。ただし、<u>数箇月分</u>を一括支給することを妨げない。</p> <p>三 通学交通費 毎月一回支給する。ただし、<u>数箇月分</u>を一括支給することを妨げない。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 付添交通費 通学生の付添いの場合にあつては毎月一回支給する。ただし、<u>数箇月分</u>を一括支給することを妨げない。</p> <p>六 寄宿舎居住費 毎月一回支給する。ただし、<u>数箇月分</u>を一括支給することを妨げない。</p> <p>七 (略)</p> <p>八 学用品購入費 毎月一回支給する。ただし、<u>数箇月分</u>を一括支給することを妨げない。</p> <p>九 <u>オンライン学習通信費</u> 毎月一回支給する。ただし、<u>数箇月分</u>を一括支給することを妨げない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、<u>特別支援学校の児童生徒</u></p> <p>の就学奨励費の算定に必要な資料の作成、提出及び支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(算定資料)</p> <p>第二条 <u>特別支援学校</u></p> <p>の校長（以下「校長」という。）は、当該学校の児童生徒の就学に必要な経費のうち、県の支弁すべき経費の算定に必要な次の資料を作成し、毎年度四月末までに県教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第三条 校長は、児童生徒又はその保護者</p> <p>に対して金銭を支給する場合には次の各号に定めるところにより支給しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 学校給食費 毎月一回支給する。ただし、<u>数カ月分</u>を一括支給することを妨げない。</p> <p>三 通学交通費 毎月一回支給する。ただし、<u>数カ月分</u>を一括支給することを妨げない。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 付添交通費 通学生の付添いの場合にあつては毎月一回支給する。ただし、<u>数カ月分</u>を一括支給することを妨げない。</p> <p>六 寄宿舎居住費 毎月一回支給する。ただし、<u>数カ月分</u>を一括支給することを妨げない。</p> <p>七 (略)</p> <p>八 学用品購入費 毎月一回支給する。ただし、<u>数カ月分</u>を一括支給することを妨げない。</p> <p>(新設)</p>

